

# ミネラルウォーター一税についての意見

山梨県ミネラルウォーター協議会

日本ミネラルウォーター協会

社団法人 全国清涼飲料工業会

## はじめに

山梨県産のミネラルウォーターは、全国の消費者の方からの支持を着実に増やし、現在、全国の消費量の約半分を占めるまでになっております。これに伴い「山紫水明の地」という山梨県の名声も着々と確立しており、大変に喜ばしいことと考えておりますが、ここに至るまでには、我々ミネラルウォーター業界に属する各企業の長年にわたる市場開発等の懸命な取組みと努力があったことは言うまでもありません。このような状況の下で、今回山梨県が検討されているミネラルウォーター税が導入された場合には、このようなミネラルウォーター業界の企業努力に水をさすだけでなく、山梨県産のミネラルウォーターの市場競争力を低下させ、ひいては山梨県の名声にも深刻な影響を及ぼしかねません。

ミネラルウォーター税に関しましては、私共としては到底受け入れがたいものと考えておりますので、上記の点を含めて、以下具体的に私共の見解を要約して述べさせていただきます。

なお、山梨県ミネラルウォーター協議会は、ミネラルウォーター税に関する現時点での疑問点等を取り纏め、山梨県知事に対して昨年12月3日に「ミネラルウォーター税に関する質問事項」（以下「本質問事項」と言います。）として提出し、これに対する回答として、県から本年1月28日付「ミネラルウォーター税の新設に関する質問項目に対する回答」（以下「本回答」と言います。）を受領致しましたが、その内容は、単に山梨県地方税制研究会中間報告（以下「中間報告」と言います。）をそのまま引用するだけの項目がいくつも存在する等、質問に対する回答の体を成していない点も数多く見受けられ、納得を得られるような内容ではないといわざるを得ません。本回答に対しては改めて詳細な再質問等を行うことを検討しているところですが、本意見書では、可能な限り県当局との間における「対話」を実質あらしめるとの観点から、ミネラルウォーター税に対する私共の見解を要約して述べるに際して、適宜本回答の主要な内容のうち主要な疑問点につきましても簡潔に触れることと致します。

## 当業界の考え方

1. 新税の導入を検討する前に、まず、「水源涵養機能の維持とその機能発揮」という環境問題のためにいかなる政策が必要かを明確にし、かつ、財源確保に関して税制に限らない幅広い手法について慎重に検討を行うべきである。
2. ミネラルウォーターのみへの課税は、租税の大原則である公平性・中立性を欠く。
3. ミネラルウォーター税の導入を必要とするだけの特別の新たな財政需要が発生したとは考えにくい。
4. ミネラルウォーター税の導入は、ミネラルウォーター業界及び関連業界に極めて大きい悪影響を与える。
5. 山梨県産ミネラルウォーターが現在の地位を占めているのは県内各企業の努力によるものであり、ミネラルウォーター税の導入はこれに水をさすものである。

私共としては、1. に述べる通り、山梨県が「新税の導入ありき」の前提で議論を行うのではなく、税制に限らない幅広い手法について慎重に検討を行うよう要望するとともに、仮に、新税を導入する必要性・合理性が認められたとしても、ミネラルウォーター税が特定の業種のみを納税義務者として予定していることに鑑み、納税義務予定者の理解と納得を得るための手続的な保障は不可欠であると思料いたしますので、ミネラルウォーターを採取している事業者はもちろんのこと、十分に各界の意見を聞いていただく場を設ける等、手続きを

十分慎重に尽くし、幅広い見地から検討した上で大方の納得のいく結論が導かれるようにしていただくことを、茲に強く要望いたします。

1. **新税の導入を検討する前に、まず、「水源涵養機能の維持とその機能発揮」という環境問題のためにいかなる政策が必要かを明確にし、かつ、財源確保に関して税制に限らない幅広い手法について慎重に検討を行うべきである。**

ア. 山梨県がミネラルウォーター税導入の目的としている「水源涵養機能の維持とその機能発揮のための事業、特に森林整備事業」は、環境問題そのものであり、広範な受益者を有しています。したがって、新税導入の検討に先立ち、県全体として環境保護をどのように図るべきかという大局的観点から十分な検討を行ったうえで、いかなる政策が必要かをまず明確にするべきであります。ところが、中間報告及び本回答の記述や県議会における答弁からも明らかなように、山梨県は、この点についての考え方を具体的に明確にしないまま、ミネラルウォーター税の導入を進めようとしており、本末転倒であると言わざるを得ません。

イ. 「水源涵養機能の維持とその機能発揮のための事業、特に森林整備事業」に関する財源需要を充足するに際しては、税制の検討の前にまず歳出の適切な削減や、歳入を増収させる税制以外の様々な手段の検討などがなされるべきであり、平成13年10月閣議決定「森林・林業基本計画」37頁においても、「水源の森づくりなど森林整備のための社会的コスト負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税・課徴金等の活用、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約、森林空間利用等への利用料金の徴収、ボランティア活動による対応など様々なものがある」と指摘されているところです。しかしながら、中間報告においては、歳出の適切な削減や一般財源によって対応を図ることについて論じておらず、また、本質問において、適切な歳出削減により新税の創設を行うことなく当該財政需要を賄えるのではないかと疑問を提起したのに対して、本回答は「本県は、行政改革の推進についても、法定外目的税の創設についても、それぞれ積極的に取り組んで行くべきものと考えています」と抽象的に述べるに留まり、質問事項に何ら正面から答えていません。さらに、中間報告9頁及び本回答では、手数料、負担金等の、租税以外

の方法について検討を行った旨が言及されていますが、具体的な検討内容は明らかにされておらず、「森林・林業基本計画」37頁に列挙された手法の全てについて検討を行ったか否か、また仮に行ったとしてもどの程度まで検討したのかも明らかではありません。このような形式的、表面的な検討は、新税の導入を検討するに先立つ議論として不十分であるといわざるを得ません。

- ウ. 以上のような、新税導入の検討に先立って当然になされるべき慎重な検討がなされないまま、「まず新税の導入ありき」の前提でミネラルウォーター税導入の検討が進められることは、私共としては到底納得しがたいものと考えます。

## 2. ミネラルウォーターのみへの課税は、租税の大原則である公平性・中立性を欠く。

- ア. ミネラルウォーター税は、「水源涵養機能の維持等のための事業、特に森林整備事業」を課税の目的としていますが、水源には、地下水に限らず、ダムや河川、湖沼等も含まれます。その上、地下水は、ミネラルウォーターを生産するためだけでなく、工業用水、農業用水やミネラルウォーター以外の製品を製造するための用水等として非常に広範に利用されています。にもかかわらず、多くの水源の中から特に地下水だけに焦点を当て、更に地下水の中でもミネラルウォーターのみに狙いを絞って課税することには合理的な理由を見出しがたく、租税の大原則である公平性・中立性を欠くと考えます。このことは、高知県が12月3日に発表した、ミネラルウォーター税とほぼ同一の「森林環境保全」（水源涵養を含む）を目的とした森林環境税が、県内の個人と法人「全て」に対して広く薄く課税するものであることとの比較においても、明らかであると考えます。
- イ. 特定の者のみを納税義務者として「狙い撃ち」するような課税は、公平性・中立性の原則からみて許されるものではありません。この点、ミネラルウォーター税は、無数にある各種の事業の事業者のうちで、専らミネラルウォーターを採取する事業者だけを納税義務者として予定していることから、不公平な「狙い撃ち」課税として問題であると考えます。本回答では、他の環境目的税も検討した結果、ミネラルウォーター税の導入を具体的に検討することとしたことから「狙い撃ち」課税には該当しないとしていますが、水道の使用契約者を納税義務者とする水源かん養税等の他の環境目的税に比べてミネラルウォーター税の納税義務者が特定少数の者のみに限られているという決定的差異を看過しています。
- ウ. また、法定外目的税については、納税義務者が課税の目的である「財政需要」に関して「特別の受益」を得ており、あるいは「原因」を生じさせている必要があるとされております。今回のケースにおいては、「水源涵養機能の維持等のための事業」の主要部分をなす森林整備事業に関する受益等がミネラルウォーター税の導入根拠とされています。しかしながら、森林の機能は、水源涵養（具体的には水資源貯留

や洪水緩和など)のほか、国土保全、二酸化炭素吸収、人の心身の癒しなど多岐にわたり(中間報告 12 頁参照。なお本回答もこのような森林の多様な機能を認めています。)、言うまでもなくこれらについてはミネラルウォーター採取事業者のみが特別の受益を得ているものではありません。また、ミネラルウォーター採取事業者のみが山梨県の森林の水源涵養機能等の減退の原因を生じさせているものでもないと考えます。これらの観点からすれば、どの程度上記森林の諸機能の恩恵を受けているか、どの程度県の森林の水源涵養機能等に悪影響を与えているかという点等に十分着目して課税すべきであり、ミネラルウォーターの採取のみに的を絞って課税することは、合理的観点からして理解ができません。このことは、高知県の森林環境税においては、水源涵養機能を始めとした森林の機能からの受益者を社会全体と捉えていることから裏付けられると考えます。

- エ. そもそも、本回答によれば、山梨県における地下水のうち水資源としての供給可能量は 2 億 7,100 万立方メートルであり、これに対し、平成 12 年の山梨県におけるミネラルウォーター生産量は約 44 万立方メートルと、供給可能量のわずか 0.16%に過ぎません。この利用状況のみをみても、山梨県における地下水に関してミネラルウォーター採水事業者のみが「特別の受益」を受けていると評価することは決してできないこと、かつ、ミネラルウォーター税が、地下水を利用する数ある事業のうち、ミネラルウォーター事業者のみを「狙い撃ち」したものであることが明らかです。
- オ. 加えて、県が行う森林整備事業の施行地区とミネラルウォーターの採水地の水源地域とが必ずしも相関するものでないことは、中間報告も認める通りであり(同 19 頁)、この点からしても、ミネラルウォーター採水事業者のみが、課税の根拠となる県の「財政需要」との関連で「特別の受益」を得ている訳ではないことは、より一層明らかです。
- カ. いずれにせよ、「水源涵養」に関しては、本来はむしろ水源を利用する者全体が直接の受益者であるといえるものであり、それをミネラルウォーター採水事業者「のみ」に押し付けるのは、公平性の観点から見て重大な問題であることは明らかです。この点について、本回答は、ミネラルウォーター採水事業者のみが「特別の受益」を受けていると解することの根拠につき、「水が良質であること、『山紫水明の地』やまなし産であることなどが消費者に高く評価されているものと考え



られる」という中間報告の抽象的な記載を引用するだけで、地下水と他の水源との差異、水質浄化作用と多様な森林機能との差異、ミネラルウォーター採水業者と水質が重要となる他の産業との差異、ミネラルウォーターの県産ブランドの地位向上に対する影響における県内企業の努力と県の森林整備事業との差異等について何ら具体的に実証できておらず、かえってミネラルウォーター採水事業者のみを「狙い撃ち」して課税を行う根拠が極めて薄弱なことを白日の下に晒していると言えます。

### 3. ミネラルウォーター税の導入を必要とするだけの特別の新たな財政需要が発生したとは考えにくい。

ア. 法定外目的税の創設に当たっては、新税導入の正当性を裏付ける特別の財政需要が存在することが必要とされています。しかし、県の説明によれば、山梨県は、「全国有数の森林県として、また、県有林の比率が最も高いということから、これまで森林整備事業に力を入れ、水源のかん養に努めてきた」とされています。かかる努力には正に頭が下がる思いですが、そうであれば、山梨県の森林整備事業は順調に行われ、その結果としての水源涵養も確保されており、「水源涵養機能維持等のための事業」についてミネラルウォーター税の導入を必要とするだけの特別の新たな財政需要が発生したとは考えられないのではないかと考えます。現に中間報告 19 頁は「今後も水源かん養に係る森林整備事業をより一層充実させていくために財政需要は伸びるものと見込まれる」と抽象的に述べるのみで、同時に「具体的にどのような事業を展開していくかについては、県民や事業者の意見を広く求め納税者が納得できる内容とすることが望ましい」ともしており、事業展開について未だ具体的に決まっていなばかりか、本回答は、水源涵養に係る森林整備事業費の平成 14 年度予算は、5 年前の平成 10 年度に対して約 10 億円も減少している上、「この 10 年間の傾向をみると、…地下水位の低下を示すような兆候はありません。」として、「水源涵養機能維持等のための事業」に関して新たな課税を正当化するような現に存在する財政需要は存在しないことを自認しています。もっとも、本回答は「水源かん養に係る森林整備事業に平成 14 年度当初予算ベースで県費 27 億円余を支出しており…十分な財政需要が存在している」と述べていますが、歳出が存在することのみを示しても、それだけで当該項目について新税の導入を正当化するに足るだけの特別な財政需要が存在していることを示したことになることは当然ですから、いずれにせよ本回答がこの点について挙げる論拠はミネラルウォーター税の導入を正当化する理由とはならないことは明白です。

イ. また、仮に「水源涵養機能維持等のための事業」について特別の新たな財政需要が認められるとしても、前記 1. イ. でも述べたとおり、安易に新税を導入するのではなく、山梨県が歳出削減を適切に行うこ

とにより所要の財政需要を十分に充たすことができるのではないかと  
という点をまず慎重に検討すべきであると考えます。

- ウ. 更に、ミネラルウォーター税が導入された場合に税収が充てられると  
される「水源かん養機能の維持とその機能発揮のために行う事業」(中  
間報告 15 頁)という言葉自体が漠然とし過ぎており、河川改修、ダ  
ム建設など公共事業中心のいわゆる従来型行政のために税収が用い  
られる可能性があるのではないかと懸念いたします。

#### 4. ミネラルウォーター税の導入は、ミネラルウォーター業界及び関連業界に極めて大きい悪影響を与える。

- ア. 中間報告では「県内のミネラルウォーター産業は、・・・その収益において租税の負担能力（担税力）を備えている」（中間報告 17 頁）と断定しておりますが、その根拠が全く不明です。ミネラルウォーター製品の市場での実売価格や、その流通に関わるコスト等を勘案すると、ミネラルウォーター事業者が新たにコストを負担する能力は非常に小さいものといえます。そのため、仮に税額が少額であるとしても、ミネラルウォーター税の導入は、山梨県内のミネラルウォーター業者に極めて強いインパクトを与え、事業を圧迫することとなります。このことは、課税の大原則の一つである中立性の原則にも反しかねませんし、課税の結果、事業の廃止に追い込まれるような事態が生じれば、「角を矯めて牛を殺す」こととなってしまいます。本回答によれば、ミネラルウォーター業者等に対する影響についてはシュミレーションを行うことができないと自認されていることから、そのような状況の下では新税の導入に際しては慎重の上にも慎重を期し、県当局におかれては、「県内事業者の競争力について配慮する」という本回答における約束を真に遵守することを強く求めます。
- イ. ミネラルウォーター事業に携わる事業者は単にミネラルウォーターを採水・製造・販売している企業に限りません。包材や物流に携わる企業を含め、その関連業界は広範であり、ミネラルウォーター採水事業が多様な就業機会の提供を行っていることは本回答で県も認めることです。そのため、ミネラルウォーター税の導入がこれらの業界の雇用状況ひいては山梨県経済の活性化に与える影響は極めて大きいものと考えます。本回答によれば、ア. と同様、これらの影響に関するシュミレーションを行うことができないことから、県当局におかれては、「角を矯めて牛を殺す」結果とならぬよう特に慎重に御考慮・御検討することをお願いする次第です。

**5. 山梨県産のミネラルウォーターが現在の地位を占めているのは県内各企業の努力によるものであり、ミネラルウォーター税の導入はこれに水をさすものである。**

- ア. 山梨県で生産したミネラルウォーターの宣伝広告や販売促進活動に多大な費用を投じて努力し、知名度を全国的に向上させ、消費の拡大をもたらしたのは、山梨県内のミネラルウォーター業界に属する各企業の努力に他なりません。このことは、本回答も「山梨県産のミネラルウォーターのブランド化を訴求してきた民間企業の努力については、…高く評価しているところです」と認めているところです。それにもかかわらずミネラルウォーター税の導入を正当化するためには、県は、「水源涵養機能維持等のための事業」からの受益が各企業のこのような企業努力を明らかに上回っていることを示す必要があることは当然と考えられます。しかしながら、誠に遺憾なことに、本回答では何らこの点に関する説明等が欠落しています。このように、十分な論議を経ずに、納得のいく合理的理由なくして安易に新税を導入することは重大な問題であると考えます。
- イ. 他県で生産される製品のみならず海外から輸入される製品も含め、ミネラルウォーター市場での競争は年々激化しています。このような中でミネラルウォーター税が導入されるならば、山梨県産の製品のみが不利な条件による競争を余儀なくされ、ひいては前記4. で述べたような事態が引き起こされることを憂慮します。
- ウ. 山梨県が「山紫水明の地」であることを世間により浸透させるという観点からすれば、山梨県産のミネラルウォーター事業者が一層「元気に」活性化するような施策を講じ、山梨県産のミネラルウォーターが全国に更に広く浸透していくように配慮すべきものと考えられます。にもかかわらず、山梨県内のミネラルウォーター事業者が担ってきた山梨県のPRの先兵としての役割にダメージを与えるような新税の導入は誠に受け容れがたいと思います。
- エ. なお、中間報告の論調は、山梨県のミネラルウォーター事業者が「山紫水明の地」山梨県のブランド・イメージにただ乗りして利益をあげ

ている事業者であるかのようなものですが、周知の通り、山梨県のミネラルウォーター事業者は、多額の宣伝広告費を投じて、山梨県が「山紫水明の地」であることを全国に広く知らしめる努力を長年行ってきており、中間報告がかかる努力に何ら言及せず、事実上無視してしまっていることは誠に遺憾という他ありません。

以 上